

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき，徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月14日

徳島県監査委員 福永義和
同 西片山正二
同 片山代隆
同 来代西正章
同 大西文英

監査結果の公表年月日	平成22年11月19日															
監査の結果			講じた措置													
<p>(1) 歳入で未収となっているもの</p>	<p>< 東部県税局 徳島庁舎 吉野川庁舎 > 県税及び税外収入について，市町村等関係機関と連携して，新たな収入未済の発生を防ぐとともに，適切な債権管理を行い，収入確保に努める必要がある。</p> <p>県税の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 791 965 962"> <tr> <td>平成21年度決算額</td> <td>1,452,518,107円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度決算額</td> <td>1,381,910,240円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>70,607,867円</td> </tr> </table> <p>税外収入の収入未済額の状況</p> <table border="1" data-bbox="479 1042 965 1212"> <tr> <td>平成21年度決算額</td> <td>34,704,512円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度決算額</td> <td>38,033,144円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>3,328,632円</td> </tr> </table>		平成21年度決算額	1,452,518,107円	平成20年度決算額	1,381,910,240円	増減額	70,607,867円	平成21年度決算額	34,704,512円	平成20年度決算額	38,033,144円	増減額	3,328,632円	<p>滞納となった県税については，毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき，計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。収入未済額全体の70.4%を占める個人県民税は，平成19年度に税源移譲が行われ課税額が約1.8倍に増加したことから，その収入未済額が増加した。</p> <p>その個人県民税の収入確保への取り組みとしては，県の徴収職員を市町村に派遣する「県の税務職員の市町村短期派遣事業」を2市2町に拡大実施し，「徳島滞納整理機構」へ県のベテラン徴収職員2名を派遣するなど，一層の体制強化を図り，県と市町村とが連携・協働して取り組んでいる。</p> <p>また，個人住民税の徴収を県が市町村から引き受け直接徴収及び滞納処分を行う「地方税法第48条の規定に基づく徴収引受制度」等を活用して滞納整理の一層の促進を図っている。</p> <p>さらに，「市町村職員の税務（徴収）事務研修生受入制度」を活用して市町村の税務職員を受け入れて徴収事務のスキルアップを図るとともに，市町村と連携して，徴収率向上に効果のある「特別徴収制度の普及・拡大」の取り組みとして，リーフレットを活用して事業所への周知・協力依頼にも努めたところである。</p> <p>その他の税目については，定期的に進行管理を行い滞納整理の方針を協議し，納付意思のない者に対しては早期に滞納処分に着手する方針で取り組んでおり，電話催告，臨戸による納税指導のほか，「滞納繰越分整理強調月間（7～9月）」を設定して滞納処分を中心とした滞納整理を行っている。また，個人県民税に次いで収入未済額の多い自動車税は滞納件数も多いため，担当職員から毎月の処理状況の報告を求めて進行管理を行っている。</p> <p>この結果，東部県税局管内の県税の平成21年度決算における収入未済額1,452,518,107円が平成22年12月31日現在で1,153,903,472円となり，298,614,635円（20.6%）減少した。</p>	
平成21年度決算額	1,452,518,107円															
平成20年度決算額	1,381,910,240円															
増減額	70,607,867円															
平成21年度決算額	34,704,512円															
平成20年度決算額	38,033,144円															
増減額	3,328,632円															

また、税外収入は平成21年度決算における収入未済額34,704,512円が32,093,344円となり、2,611,168円(7.5%)減少した。
 今後も納期内納付の広報、納税指導により自主納税の促進を図るとともに、適正公平な税務行政を進めていくため、厳正な滞納処分を実施することで、県税収入等の確保に努めたい。また、個人県民税については、関係市町村と連携を密にして徴収支援の充実に努めたい。

< 環境総局自然環境課 >
 環境衛生使用料(行政財産使用料)の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

環境衛生使用料(行政財産使用料)の収入未済額の状況

平成21年度決算額	5,880,686円
平成20年度決算額	5,662,435円
増 減 額	218,251円

歳入で未収になっている事項は、鳴門公園県有地使用料の収入未済額である。
 平成10年度に使用料の改定を行った時点で、12年度までの3ヶ年間分の611万円余りが未納になったことから現在まで滞納が続く結果となっている。
 その後、粘り強く交渉を重ね、平成13年5月から態度に変化がみられ、同年度に240万円を納入させるに至り、平成21年度末で1,245万円が納入されている。
 しかし、観光業界の不況により、平成20年度からは債権管理団体が経営に関わるようになり、現在は経営の管理委託を受けた者と交渉を続けている。
 管理者とは、毎月の電話督促及び個別訪問(今年度は12月末までに4回訪問済み)を行い、納入計画により継続的な支払いを求め、粘り強く徴収に努めている。
 この結果、平成21年度決算額で、5,880,686円であった収入未済額のうち、平成22年12月末までに500,000円を収納した。
 なお、平成22年度中に更に500,000円収納される予定である。

< 地域福祉課 >
 返納金(介護福祉士等修学資金返還金)の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(介護福祉士等修学資金返還金)の収入未済額の状況

平成21年度決算額	1,259,000円
平成20年度決算額	1,294,000円
増 減 額	35,000円

債務者が指定養成施設卒業後1年以内において、県内で介護福祉士等として7年間(過疎地については3年間)引き続き従事した場合に返還免除となるが、卒業後、規則で定める指定業務に従事しないことにより返還債務が発生し、収入未済となっている。
 返納金については、債務者及び連帯保証人に対し、昼間・夜間の電話や居宅訪問による償還指導に努めるとともに、個々の債務者等の生活状況に応じて分割納付等の指導も行った。
 その結果、平成21年度決算額で1,259,000円であった収入未済額のうち、平成23年1月末までに37,000円を収納した。
 今後も引き続き、債務者及び連帯保証人に対する指導や督促を実施し、一層の収入確保に努めたい。

< 医療健康総局医療政策課 >
 医薬使用料(県立看護学院通信制授業料)及び返納金(看護師等修学資金貸付金)について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医薬使用料(県立看護学院通信制授業料)の収入未済額の状況

1 医薬使用料(県立看護学院通信制授業料)の収入未済額の状況
 滞納者2名については、所在不明になっていたが、今年度、現住所、関係機関等を訪問するなど周辺情報の把握に努めた結果、現住所が判明したため、文書や訪問により滞納者の状況確認と督促を行った。
 その結果、滞納者2名ともから納付が開始され、平成21年度決算

平成21年度決算額	155,000円
平成20年度決算額	77,500円
増 減 額	77,500円

返納金（看護師等修学資金貸付金）の収入未済額の状況

平成21年度決算額	4,020,000円
平成20年度決算額	4,141,000円
増 減 額	121,000円

額で155,000円であった収入未済額のうち、平成23年1月14日までに32,000円を収納した。
 今後も引き続き、滞納者の生活状況の実態把握に努めるとともに、計画的な償還指導を行い、収入の確保に努めたい。

2 返納金（看護師等修学資金貸付金）の収入未済額の状況
 滞納者及び保証人については、その実情把握に努めるとともに、文書・電話はもとより直接訪問による個別の返還指導を行い、分割納付等の指導の強化に努めた。
 その結果、長期末納であった滞納者からの返済再開（4名）や返済開始（2名）などの成果が見られ、平成21年度決算額で4,020,000円（10名）であった収入未済額のうち、平成23年1月14日までに729,000円（9名）を収納した。
 今後においても、繰り返し督促を行うなど、引き続き収入確保と滞納繰越額の縮減に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

< 長寿保険政策局長寿介護課 >
 社会福祉使用料（旧県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

社会福祉使用料（旧県立軽費老人ホーム千秋園使用料）の収入未済額の状況

平成21年度決算額	3,064,875円
平成20年度決算額	3,069,875円
増 減 額	5,000円

現時点の債務者は1名で、この債務者は公的年金以外に収入が無く、しかも寝たきり状態で入院中であり、強制徴収ができない厳しい状況にある。
 そのため、弁護士とも綿密に協議した上で、債務者の身元引受人である長男に任意の支払を求めているが、制度上、身元引受人は債務の連帯保証人ではなく、法的な措置を採用することもできないことから、その経済的事情も考慮して、やむを得ず、分割納付を進めているところである。
 課内で未収金対策について検討する会議を開催し、身元引受人に、さらに粘り強く納付を促した結果、平成22年10月7日に10,000円を収納することができ、今年度の回収額は、35,000円となったが、未収額に比して回収額が少ないことから、なお年度末に向け、一層の回収額の増額に努めているところである。
 今後においても、身元引受人が支払の意思を示し、少ないながらも弁済が継続されていることから、確実に納付が行われるよう、また、できる限り早期に回収できるよう、引き続き、督促に努めてまいりたい。

< 東部保健福祉局 徳島庁舎 >
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

平成21年度決算額	105,433,687円
-----------	--------------

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況
 児童扶養手当返納金については、「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子自立支援員が連携しながら、文書や電話での督促、戸別訪問（随時）による債権回収に努めるとともに、債務者ごとに「児童扶養手当返納金管理台帳」を作成して適切な債権管理を行っている。
 その結果、平成21年度決算額で6,935,972円であった収入未済額のうち、平成22年12月末までに396,000円を収納した。また、市町村と連携し、年3回の定例払い前に、資格喪失事由の発生等を確認することに

平成20年度決算額	98,179,973円
増 減 額	7,253,714円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	132,741,566円
平成20年度決算額	130,541,203円
増 減 額	2,200,363円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	20,826,917円
平成20年度決算額	20,684,026円
増 減 額	142,891円

より、返納金発生の予防に努めた結果、12月末現在の返納金発生額は前年同月に比べ大幅に減少(1,272,640 350,600)しており、さらに年度末における収入未済額も減少できるように努力している。

今後とも、関係市町村と連携しながら、債務者の生活状況の実態把握、必要に応じた分割納入の措置、計画的な返納指導を行い、収入の確保に努めるとともに、受給者への定期的状況調査により、返納金発生の予防に努めたい。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

生活保護返納金については、「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状等の文書送付、電話、訪問等あらゆる機会を捉えて納付督促を行っている。

また、債権管理台帳等による適切な債権管理に努める一方、局内対策会議を定期的に開催し、職員間での情報・認識の共有等を図った。加えて、特に納入の滞りがちな保護廃止世帯からの回収を重点目標とし、生活状況を把握した上で、地区担当者等がチームを組んで直接訪問するなど精力的に取り組んでいる。

このほか、市町村合併により、生活保護事務が移管された吉野川市、阿波市における未収金については、両市福祉事務所や地元民生委員協議会の協力を求め、世帯の状況等を聴取した上で、両市担当者や民生委員等と同行訪問して納入を促している。

その結果、平成21年度決算額で98,497,715円であった収入未済額のうち、平成22年12月末までに4,586,205円を収納したほか、重点的に取り組んだ保護廃止・移管世帯については納入が中断していた10世帯(うち5世帯は今年度成立予定の時効を中断)について納入を再開させることができた。

また、今年度、「申告義務のしおり」を作成・配布し、被保護者に収入申告等の届出義務の周知徹底を図るとともに、民生委員や関係機関にも配布、説明し、生活状況の把握についての協力を求めるなど、未収金発生の未然防止・早期発見に努めた。

今後は、管内市町村、民生委員等関係者とさらなる連携強化を図り、債務者等の生活状況を把握するとともに、民生委員との同行訪問を定期的に行い徴収に努めるほか、被保護者に対して定期的に「申告義務のしおり」等を配布することにより、適正な収入申告についての理解をより一層徹底し、新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3 母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

母子・寡婦福祉資金貸付金については、貸付申請時に担当者や母子自立支援員による面接を行い、制度の趣旨や連帯保証人の責任についての説明と適正な償還計画・口座振替を指導するとともに、償還開始の1か月前には借受人にその旨通知するなど、口座振替が確実なものとなるよう徹底指導を行い、未収金の発生予防に努めた。

また、滞納が継続しているものについては「母子寡婦福祉資金償還指導マニュアル」に基づき、借受人や連帯保証人に対し督促状の送付や償還状況の通知、訪問や電話による償還指導を粘り強く実施するとともに、今年度は連帯保証人に対する訪問回数をこれまで以上に増や

し、償還指導を強化した。
 その結果、平成21年度決算額で母子福祉資金132,741,566円、寡婦福祉資金20,826,917円であった収入未済額のうち、平成22年12月末までに母子10,307,237円、寡婦472,126円を収納した。特に母子については、回収額を大幅に増加(5,941,141 10,307,237)させることができ、年度末における収入済額、償還率も前年度を上回ることができるよう、さらに努力している。
 また、償還開始後間もない者が、滞納した場合は速やかに連絡を行うとともに、平成22年12月13日から17日までを母子寡婦福祉資金貸付金償還指導強化週間として、今年度から償還が開始し、昼間に連絡が取れない滞納者に対して、夜間に電話督促・家庭訪問を実施し、納入を求めるなど早期対応を心がけた。一連の償還指導強化週間に係る取り組みにより、12月末までに215,037円を収納できた。
 今後においても、市町村と連携し、適切な貸付実施による未収金の発生防止を図るとともに、債務者に対しては適切な償還指導を行い、より一層の収入確保に努めたい。

<中央こども女性相談センター>
 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

平成21年度決算額	23,433,715円
平成20年度決算額	26,692,825円
増 減 額	3,259,110円

児童福祉費負担金の徴収については、負担金の償還指導を主な業務とする「家庭相談員」2名を配置し、「負担金徴収業務マニュアル」に基づき、文書や電話による督促、戸別訪問による納入指導、滞納者や入所時の保護者に対する負担金制度の趣旨や保護者の納付義務についての十分な説明、生活困窮者に対する分割納付等個々のケースの状況に応じた納付指導、関係機関や児童福祉司等と連携した滞納家庭の状況把握等、債務者の状況に応じた対応策により、徴収率の向上に取り組んでいるところである。
 また、平成22年11月には、負担金滞納者の内、「現在入所中の児童分」に重点をおいた「未収金対策会議」を開催し、担当ケースワーカーを交え、個別の徴収困難ケースについて、収納状況や訪問状況、問題解決策等を協議するとともに、「負担金の減免措置」の周知や保護者の状況に変化があった場合の情報提供などの協力を依頼し、様々な情報の提供や同行訪問など、協力体制の進展が図られた。
 これらの取り組みにより、平成21年度決算額で23,433,715円(107名)であった収入未済額のうち、平成22年12月末までに2,139,210円(55名)を収納した。
 今後においても、「退所済み児童分」と「障害施設入所者本人分」に重点をおいた「第2回未収金対策会議」を開催し、問題解決策等を検討するとともに、悪質滞納者への対応や減免規定を主なポイントとする「負担金徴収業務マニュアル」の改正を平成22年度中に行うことにより、適切な債権管理および未収金の発生防止に努めてまいりたい。

<障害者相談支援センター>
 心身障害者扶養共済掛金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

今年度の取組としては、掛金未納者に対し督促状を送付するとともに、電話による督促を行い、戸別訪問も実施している。
 訪問に際しては、未納者等に直接会って督促に努め、訪問等しても不在で連絡がとれない未納者については、繰り返し戸別訪問すると

心身障害者扶養共済掛金収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	13,410,860円
平成20年度決算額	13,909,120円
増減額	498,260円

もに必要な応じて夜間訪問も行い、適切な債権管理に努めた。
 平成22年9月には、本制度から脱退により、脱退一時金を受けることができる掛金未納者1名について、本人の了解のうえ脱退一時金の150,000円を未収金へ充当した。
 また、新たな収入未済の発生を防ぐため、新しく加入を希望される方については、本制度の趣旨等を説明するとともに、滞納に対する注意喚起も併せて行った。
 これらの取組の結果、平成21年度決算額で13,410,860円であった収入未済額のうち、平成22年12月末までに708,470円を収納した。
 今後も引き続き未納者への督促を粘り強く行い、収入確保に努めたい。

< 地域経済課 >

中小企業近代化資金貸付金元利収入、違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

中小企業近代化資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	1,426,605,466円
平成20年度決算額	1,443,915,466円
増減額	17,310,000円

違約金及び延納利息（中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金）の収入未済額の状況

平成21年度決算額	2,004,395円
平成20年度決算額	2,034,395円
増減額	30,000円

中小企業近代化資金貸付金元利収入、違約金及び延納利息については、従来から、債務者及び連帯保証人に対し、電話や文書、さらに呼出や訪問等による督促を行うほか、担保物件や所有資産の処分、分割納付等により債権回収を図っている。
 平成18年3月に債権管理業務の基本的な処理方法を定めた債権管理マニュアルを策定し、債務者や連帯保証人の償還能力に応じた重点的・効果的な督促・交渉を実施し、償還額の増額、償還中断先の償還再開、新たな定期償還者の掘り起こし等に努めている。
 また、サービサー（債権回収会社）を活用した回収強化にも取り組んでいる。
 平成18年度に延滞先の調査委託を実施し、さらに、平成20年度からは回収業務を委託している。
 サービサーは、個別訪問や面談を通じて連帯保証人の償還意思や能力などを見極めながら、安易な少額分納に応じることなく、強制執行などの法的措置も視野に入れて督促・交渉を進めている。
 これらの取組みの結果、平成21年度決算額で1,428,609,861円であった収入未済額のうち、平成22年12月末現在までに16,274,779円を収納した。
 今後とも、サービサーと連携し、債務者等への督促・交渉を強化し、資産売却を含めた債権回収策の検討を行い、倒産した者に対しては、債務者等の所在、資産の状況、支払能力、相続の状況等について、できる限りの状況把握を行い、債務者等に対する訪問・督促等を引き続き行うことで、可能な限りの債権回収を進めてまいりたい。

< 労働雇用政策局労働雇用課 >

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

雑入（勤労者生活協同組合事業資金貸付金）の収入未済額の状況

平成21年度決算額	9,770,000円
-----------	------------

貸付先である協同組合が休眠状態にあるため、連帯保証人に対して保証債務の履行を求め、平成17年12月に徳島地方裁判所に提訴し、翌年12月に勝訴した。
 その後、相手側が控訴し、平成19年7月20日に高松高等裁判所の控訴棄却判決が出て、同年8月7日に高松高裁判決が確定した。
 連帯保証人に対して支払督促状を送付するとともに、償還案を提示するなど再三にわたり実現可能な債務返済計画の提出を求めてきたが、提出がないことから、平成21年7月に県、県側弁護士、連帯保証人

平成20年度決算額	9,900,000円
増 減 額	130,000円

による協議を行い、債務に関して返済の意思を確認し、早期の返済を促した。
 平成21年3月に10万円、平成21年4月より毎月1万円が連帯保証人から返済されている。
 平成22年度は債務者からの出資証券等の払い戻しによる返済と連帯保証人からの返済により、平成21年度決算額で9,770,000円であった収入未済額のうち、平成23年1月末までに385,443円を収納した。
 また、返済額が少額であることから、平成23年1月に再度、返済に関する協議を行い、「完済の見通しがつく返済計画書」を平成22年度末までに提出するよう要求している。
 今後とも、できるだけ早期の債権回収に努めたい。

< 農林水産政策課 >
 農業改良資金貸付金元金収入及び林業改善資金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

農業改良資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	26,960,587円
平成20年度決算額	24,085,366円
増 減 額	2,875,221円

林業改善資金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	6,339,402円
平成20年度決算額	6,759,402円
増 減 額	420,000円

農業改良資金貸付金元金収入については、これまで月1回程度の電話または訪問面談による督促に加え、新たに、日本政策金融公庫資金への借換え推進を行った。
 その結果、1名の借換えが実行され、元金の完済に至った。また、他の1名についても完済に至る等、平成21年度決算額で26,960,587円（7名）であった収入未済額のうち、平成22年12月末までに6,366,000円（5名）を収納し、収入未済額は20,594,587円となっている。
 林業改善資金貸付金元金収入については、いずれも債務者が自己破産しており、連帯保証人に電話での督促を行った結果、平成21年度決算額で6,339,402円（2名）であった収入未済額のうち、平成22年12月末までに95,000円（1名）を収納し、収入未済額は、6,244,402円となっている。なお、経済的理由から支払額は少ないものの、償還は継続されている。また、他の1名については平成22年度末に完納予定である。
 今後とも、引き続き、債務者の経営状況を把握しながら、電話督促や訪問面談を基本とし、未収金対策委員会でのアドバイスのあったさらなる分割納入の推進や連帯保証人への支払請求等、未収金対策の措置を講じていく。

< 用地対策課 >
 特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

特定事業移転促進貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	577,227,428円
平成20年度決算額	581,227,428円
増 減 額	4,000,000円

平成22年4月から12月までの間、厳しい県財政の下、これまで以上に未収金対策に注力すべき必要があることなどを踏まえ、毎月2回程度は債務者（株式会社）を訪問などし、代表取締役に対し18回にわたり督促を行った。
 債務者に提出させた決算関係書類に基づいて実施した財務分析を踏まえて、償還について強力に督促した結果、債務者の代表取締役は、経済不況や円高の影響により受注量が落ち込むなど厳しい経営環境が続いているが、最大限の償還ができるよう努力するとの意思表示をし、平成22年12月に100万円を納付した結果、本年度の償還額の合計は300万円となった。また、年度末にも最大限の納付を行うとの意思

を示している。

債務者の状況については、平成16年度以降は、代表取締役の交代などにより経営状態が不安定であった平成18年度を除き、少額ではあるが黒字決算となっているものの、主たる業務が自動車部品の加工であるため、米国発の金融危機に端を発した百年に一度の経済危機による新車販売台数の大幅な落ち込みの影響を継続して受けており、本年度前半における受注量が、一時の最悪期からはやや持ち直したとは言え従前の6～7割程度にとどまっていた中、年度後半における急激な円高やエコカー補助金の終了による大手自動車メーカーの減産や、レアメタル市況の高騰による原材料価格の上昇などにより、経営環境は再び厳しさを増している。

しかしながら、厳しい県財政の下、従前にも増して未収金の解消に向けた努力が求められているため、経済情勢及び債務者の経営状況を常に把握し、債務者の償還意思と償還状況によっては抵当権の実行等も視野に入れつつ、昨年度には3月末に約160万円を回収していることを踏まえて、引き続き強力に督促を重ね、更なる回収に努めたい。

< 住宅課 >

総務管理使用料、住宅使用料、雑入（家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費）及び敷金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

総務管理使用料の収入未済額の状況

平成21年度決算額	156,300円
平成20年度決算額	48,500円
増 減 額	107,800円

住宅使用料の収入未済額の状況

平成21年度決算額	327,925,666円
平成20年度決算額	334,779,800円
増 減 額	6,854,134円

雑入（家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費）の収入未済額の状況

平成21年度決算額	12,941,149円
-----------	-------------

1 講じた措置

- (1) 家賃滞納者及び連帯保証人に対する文書催告（高額滞納者以外）
11月に、3カ月以上の滞納者272名及びその連帯保証人429名に対して、文書による催告とあわせ、電話連絡による催告を行い、滞納額の納付の促進を図った。
- (2) 夜間訪問納付指導（第3回）の実施（高額滞納者以外）
12月10日～12月22日にかけて、3カ月以上の家賃滞納者266名を対象に、住宅課と住宅供給公社の職員による本年度3回目の「夜間訪問督促」を実施、滞納額の納付の促進を図った。
今後、さらに、第4回目の夜間訪問督促を実施する。（2月頃実施予定）
- (3) 呼出納付指導（高額滞納者以外）
(1)(2)の指導にかかわらず、滞納の解消が図られない者については、3月に滞納者と連帯保証人を直接呼出し、納付指導を行う。
- (4) 訴訟を前提とした呼出納付指導（高額滞納者）
7月末から年末にかけ、継続して、高額滞納者に対する呼出納付指導を実施。
昨年度は65万円以上の滞納者を対象としていたが、今年度は滞納額が55万円以上の者に拡大し、滞納者39名と連帯保証人61名に対して、訴訟を前提とした呼出納付指導を行ったところ、5名が完納（滞納額合計で約470万円）したのをはじめ、分割納付の履行、自主退去等の効果があった。
- (5) 悪質な高額滞納者に対する訴訟提起
12月に、納付指導に応じない悪質な高額滞納者及びその連帯保証人等に対して、家賃の支払いと住宅明渡請求の訴訟2件を提起した。
さらに、1月に納付指導に応じない高額滞納者及びその連帯保

平成20年度決算額	8,820,936円
増 減 額	4,120,213円

敷金収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	1,663,400円
平成20年度決算額	2,257,900円
増 減 額	594,500円

証人等に対して、家賃の支払いと住宅明渡請求の訴訟7件を提訴した。
 (6月に3件の訴訟提起を行っており、平成22年度は、12件訴訟提起)

(6) 弁護士との連携強化

滞納事例には、自己破産、服役、行方不明、不正入居等、様々な状況があるため、訴訟の際に代理人をお願いしている弁護士との連携を深め、問題発生時には、法律関係の相談助言のもとに、早めに適切な対応がとれるような体制とした。

また、1月20日に、債権回収担当者の法的知識の向上を図るため、弁護士を講師に、「債権回収研修会」を開催した。

2 今後の対応

夜間訪問督促等、滞納者本人に直接面接して指導することが、納付意識の高揚につながっていることから、今後とも、早め早めの納付指導・督促を実施して、新たな滞納の発生を防止し、滞納が生じた場合には、初期のうちに細やかな対応を行うとともに、悪質な高額滞納者に対しては、住宅の明け渡しを含めて法的措置を行う等徴収強化を徹底する。

<平成21年度未収入未済額の現在の状況>
 総務管理使用料の状況

平成21年度未収入未済額	156,300円
上記の平成22年12月末現在の収入未済額	156,300円
収 入 済 額	0円

住宅使用料の状況

平成21年度未収入未済額	327,925,666円
上記の平成22年12月末現在の収入未済額	294,313,654円
収 入 済 額	33,612,012円

雑入(家賃損害賠償金・借上公共賃貸住宅共益費)の状況

平成21年度未収入未済額	12,941,149円
上記の平成22年12月末現在の収入未済額	12,047,197円
収 入 済 額	893,952円

敷金収入の状況

平成21年度未収入未済額	1,663,400円
上記の平成22年12月末現在の収入未済額	1,252,700円
収入済額	410,700円

< 東部県土整備局 徳島庁舎 >
 港湾使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

港湾使用料の収入未済額の状況

平成21年度決算額	2,341,360円
平成20年度決算額	690,070円
増減額	1,651,290円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成21年度決算額	35,154,706円
平成20年度決算額	32,430,396円
増減額	2,724,310円

平成19年度に「滞納処分事務処理要領」を策定し、毎月「未収金対策会議」を開催して対応状況等の検討を行うなど、鋭意未収金の削減及び発生防止に努めている。

その結果、平成21年度決算額で37,496,066円であった収入未済額のうち、平成22年12月末までに1,838,002円を収納した。

今後とも、個別及び全体の取組をなお一層強化し、未収金の縮減に取り組みたい。

1 「港湾使用料」について

未収となっているのは3法人であり、それぞれの対応状況は次のとおりである。

(1) A株(1,248,320円)に対しては、平成21年4月から平成23年1月までに12回訪問等を行い、口頭及び文書により再三督促をした。また、平成22年1月に金融機関等に財産照会を行ったが滞納処分可能な財産は見つからなかった。所有する全ての財産を金融機関に差し押さえられ、競売が実施されたので、平成22年1月に徳島地裁に対し交付要求をしたが、平成23年1月に配当なしの報告があった。今後は、営業実態もないため不納欠損処分も含めての対応を検討する。

なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。今後は、県が港湾事業の駐車場として使用する予定である。

(2) 有B(1,052,960円)に対しては、平成21年6月から平成23年1月まで11回訪問等を行い、口頭及び文書により再三督促した。この結果、同じように滞納している「港湾施設使用料」に納付があった。今後も継続して、差押えも視野に入れた強力な納付指導を行っていく。

なお、使用施設(岸壁)は、返地されており、新たな未収金の発生はない。今後は、県が港湾事業の駐車場として使用する予定である。

(3) C株(40,080円)に対しては、実質的に稼働していない倒産状態であり、平成22年2月に金融機関等に財産調査を行ったが、滞納処分可能な財産は発見できなかった。今後は、営業実態もないため不納欠損処分も含めて未収金の対応を検討する。

なお、占用物件(浮き桟橋)については、第三者に譲渡されており、新たな未収金の発生はない。

2 「港湾施設使用料」について

未収となっているのは6法人であり、それぞれの対応状況は次のとおりである。

(1) (有)D(4,197,360円)に対しては、平成22年4月から平成22年12月まで訪問等を行い口頭及び文書により再三指導した。この結果、平成22年5月、6月、9月に合わせて1,404,210円の納付があった。引き続き納付指導を行っていく。

なお、使用施設(県営上屋)については、返地されており、新たな未収金の発生はない。

(2) (有)B(1,377,230円)に対しては、平成21年6月から平成23年1月まで11回訪問等を行い、口頭及び文書により再三督促した。この結果、平成22年8月に100,000円、12月に200,000円の納付があった。今後も継続して、差押えも視野に入れた強力な納付指導を行っていく。

なお、占用物件(野積み場)については、延伸許可していない。

(3) (株)E(4,093,490円)に対しては、同社が所有する倉庫を差し押さえしており、倉庫内の物品を撤去させた後、倉庫の公売を実施する予定である。なお、差押え後も継続して12回訪問等による口頭及び文書による督促等の納付指導により、平成22年8月、9月に各10,000円の納付があった。経営状態は悪いが、経営を継続しているため、今後も強力な納付指導と倉庫内の物品の撤去指導を継続して行っていく。

なお、占用物件(野積み場)については、延伸許可していない。

(4) (有)F(1,625,740円)に対しては、平成21年度に発生した新たな未収金であり、平成21年6月から平成23年1月まで11回訪問等を行い、口頭及び文書により再三督促した。代表取締役には納付の意思があるため、今後も継続して納付指導を行う。

なお、使用施設(野積み場)については、返地されており、新たな未収金の発生はない。

(5) G(株)(23,513,886円)は、平成21年7月に破産手続が開始されており、平成21年8月に破産管財人に対して交付要求をした。この結果、配当として平成22年11月に113,792円を収納し、平成23年1月に破産事件が終了している。裁判所の職権により法人が廃止されることから、今後は、不納欠損処分も含めて未収金の対応を検討する。

なお、占用物件(野積み場)等はすでに返地され、第三者が占用等しており、新たな未収金の発生はない。

(6) A(株)(347,000円)については、平成21年4月から平成23年1月までに12回訪問等を行い、口頭及び文書により再三督促をした。また、平成22年1月に金融機関等に財産照会を行ったが滞納処分可能な財産は見つからなかった。所有する全ての財産を金融機関に差し押さえられ、競売が実施されたので、平成22年1月に徳島地裁に対し交付要求をしたが、平成23年1月に配当なしの報告があった。今後は、営業実態もないため不納欠損処分も含めての対応を検討する。

なお、平成22年12月に占用物件(倉庫)は競売により第三者が落札しており、新たな未収金の発生はない。

河川海岸使用料及び港湾施設使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成21年度決算額	764,242円
平成20年度決算額	344,750円
増減額	419,492円

港湾施設使用料の収入未済額の状況

平成21年度決算額	598,630円
平成20年度決算額	598,630円
増減額	0円

< 東部県土整備局 吉野川庁舎 >
河川海岸使用料について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

河川海岸使用料の収入未済額の状況

平成21年度決算額	5,120,041円
平成20年度決算額	5,692,015円

河川海岸使用料の未収について

滞納となっているのは2法人であり、それぞれの対応状況は次のとおりである。

- 1 滞納法人A（収入未済額247,117円）に対しては、平成21年11月から平成22年12月にかけて8回会社を訪問し、口頭及び文書により再三督促をした結果、平成22年12月30日に247,117円が完納された。
- 2 滞納法人B（収入未済額517,125円）は、実質的に稼働していない倒産状態で、会社の所有地及び代表理事宅等の不動産は売却されており、また、平成21年12月に金融機関等に財産照会を行ったが、滞納処分可能な財産は発見できなかった。
代表理事は、財産があれば支払いたいとの意思を見せていたものの、平成21年末から所在不明となっている。
今後については、自宅訪問を繰り返すとともに、滞納処分可能な財産を発見した場合は、直ちに差押え・換価処分等の法的措置を実施し、収入確保に努めたい。
なお、滞納法人Bに許可をしていた占用施設は、返地されており、新たな許可はなされていない。

港湾施設使用料の未収について

滞納となっているのは2法人であり、対応状況は次のとおりである。

- 滞納法人C（306,600円）及び滞納法人D（292,030円）に対しては、平成22年9月に金融機関等に財産照会を行ったが、ともに滞納処分可能な財産は発見できなかった。
滞納法人Cの代表者は所在不明となっている。平成21年9月から平成22年12月にかけて、9回代表者の父親（滞納法人Dの代表者）と面談し、所在を尋ねるとともに、滞納法人Dの未収金の督促を行ったが、依然として所在不明のままであり、また未収金の納付にも至っていない。
今後も、引き続き、滞納法人Dの代表者との面談により、所在調査や督促を継続するとともに、滞納処分可能な財産を発見した場合は、直ちに差押え・換価処分等の法的措置を実施し、収入確保に努めたい。
なお、2法人に許可をしていた港湾施設は、原状回復されており、当該2法人への新たな許可はなされていない。

収入未済額への対応については、督促状の発送（月に1回程度）と相手宅への訪問指導（月に2・3回）を続け、収納を図るとともに新規案件の発生防止にも努めている。
この結果、平成21年度決算額で、5,120,041円であった収入未済額のうち、平成23年1月末までに、3,092,474円を収納することができ、14名であった債務者は、現在4名となっている。
4名の債務者に対する対応状況については次のとおりである。
なお債務者2・3・4については、強制徴収も検討し財産調査を行ったが、強制徴収できる財産もないことから、継続して納付督促を続

増 減 額	571,974円
-------	----------

けていくとともに、債務者1についても、返済が滞る場合には強制徴収も視野に入れて対応して参りたい。

(債務者1)

分割納付により納付(毎月28万円)されているが、その履行については毎月確認し、遅れた場合は督促して確実に納付されるよう指導している。

(未収額 3,407,840円 1月末583,920円:2,823,920円収納)

(債務者2)

共同経営者も含めて指導した結果、22年度使用料は納付させており、現在未収額の縮減に向けて強力的に指導している。

(未収額 879,668円 1月末780,416円:99,252円収納)

(債務者3)

共同経営者に納付を指導した結果、本年中に21年度分については全額納付される見込みで、それ以前の分については、さらに納付指導を続けていく。

(未収額 203,931円 1月末203,931円)

(債務者4)

少額の納付は続いているが、完納に向けてさらに粘り強く指導を続けていく。

(未収額 519,300円 1月末459,300円:60,000円収納)

<南部総合県民局企画振興部 美波庁舎 阿南庁舎 >
 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

平成21年度決算額	245,579,642円
平成20年度決算額	239,419,670円
増 減 額	6,159,972円

県税の収入未済額については、所得税から個人住民税への税源移譲があった平成19年度から増加に転じ、平成21年度の収入未済額の構成比は、個人県民税が全体の79.6%を占めている。

収入確保に向けての取り組みとしては、地方税法等関係法令並びに県税事務運営方針に基づき適正な徴収に努めており、特に個人県民税については、徴収率向上のための各種支援策として、県と市町の両者による「共同催告・共同徴収」や地方税法第48条に基づく県の直接徴収の実施、市町税務職員のスキルアップを目的とした県への短期受入を行っている。

また、平成20年度からは、県・市町が連携し、普通徴収の事業所に対して特別徴収制度の普及拡大に努め、今年度には「リーフレットの作成・配布」や一定規模以上の事業所に対して「特別徴収の実施予告」を行っており、23年度中に移行の確認ができなかった事業所には、24年度に「税額決定通知書」を送付することにより特別徴収の推進を図ることとしている。

その他の税目については、電話催告、臨戸による納税指導の他、滞納繰越分整理強調月間(7~9月)を設定、国、市町とも情報交換を密にし、滞納処分に重点をおいた滞納整理を行っている。また、収入未済額の構成比率が個人県民税に次ぐ14.4%の自動車税については、滞納整理の方針を協議し担当職員毎の処理状況を確認しつつ、進行管理を

行っている。
 以上の結果、南部総合県民局管内の平成21年度決算額で245,579,642円の県税収入未済額は、平成22年度12月末現在195,908,767円となり、49,670,875円(20.2%)縮減した。
 今後も納税指導等による納期内納付や自主納税の促進を図るとともに、税務署や市町等関係機関との連携を密にし、税の公平と納税秩序の確立のため滞納処分を含む滞納整理を厳正に行うことにより、県税収入の確保に努めたい。また、個人県民税については市町との連携を一層深め、徴収支援の充実に努めたい。

<南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎 >
 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

平成21年度決算額	3,402,240円
平成20年度決算額	3,471,440円
増 減 額	69,200円

児童福祉費負担金については、組織的、統一的な未収金対策を強化するため、マニュアルに基づき、関係機関、児童福祉司及び家庭相談員と連携を密にし、文書・電話による催促を粘り強く実施している。再三にわたる催促にもかかわらず納入しない滞納者については、夜間を含めた頻繁な訪問活動を実施し、生活困窮世帯には希望に応じて分割納入への変更等納付計画の見直しを行うとともに、高齢者世帯には年金支給月にあわせた支払にするなど、少しでも納入してもらえよう個別のケースの状況に応じた納付指導を行っている。
 また、困難ケースについては、未収金対策会議を開催し、より効果的な対応策を検討するなど、適切な債権管理に努めている。
 その結果、長期間納付のなかった債務者から納付があるなど一定の成果が見られ、平成21年度決算額で、3,402,240円あった収入未済額のうち、平成22年12月末までに500,490円を収納した。
 なお、新規入所時には、負担金制度について詳細な説明を行い、新たな滞納防止に努めている。
 今後とも、適切な債権管理を行うとともに、債務者の状況に応じた納付指導を行うことにより収入確保に努めたい。

<南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >
 返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金(児童扶養手当返納金・生活保護返納金)の収入未済額の状況

平成21年度決算額	7,534,376円
平成20年度決算額	7,091,439円
増 減 額	442,937円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

返納金(7,534,376円)のうち、児童扶養手当返納金の未収(2,276,320円)については、担当職員と母子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導などを実施するとともに、未就労の債務者に対しては資格取得の講習会やハロ-ワ-クの求人情報の提供を行い、収入増を図れるような支援策も行っている。また、ケ-スの状況に応じたきめ細かな指導を図るため、ケ-ス検討会議を定期的開催するとともに、特に、11月から12月にかけては、電話や訪問による指導を強化した。
 その結果、収入未済額2,276,320円のうち平成22年12月末現在、266,880円を収納することができた。(前年度同時期の収納額：195,000円)平成22年4月1日現在の債務者7人の状況については、債務者1名が完納、債務者6名が分納を続けている。(居所が判明し分納を再開した者1名、介護ヘルパ-の資格取得によって分納回数が増えた者1名)
 また、新たな返納金の発生の未然防止策が極めて重要であることから、児童扶養手当の新規認定時や既受給者から現況届が提出される時点で、不正受給の注意を喚起するリ-フレットを全員に配布し、返納

平成21年度決算額	13,806,311円
平成20年度決算額	13,849,926円
増 減 額	43,615円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	2,028,716円
平成20年度決算額	2,294,114円
増 減 額	265,398円

< 教育委員会学校政策課 >

奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

金の未然防止に努めているが、今後とも、市町との連携を一層密にし、返納金の未然防止の徹底を図ってまいりたい。

生活保護返納金の未収（5,258,056円）についても、地区担当者の通常の訪問、査察指導員との同行訪問、文書による督促、電話による納付指導など、あらゆる機会を通じて、納付を求めている。また、履行期限の守られていない被保護者については、納付計画の見直しを含め、ねばり強い納付指導を行う等、債務者の状況に対応した適切な債権管理の徹底に努めている。

これらの結果、平成21年度決算額の収入未済額5,258,056円のうち、平成22年12月末現在、202,961円が収納されている。また、平成22年4月1日現在の債務者15人については13人に減少し、特に2年間返済が滞っていた債務者1名に返済を再開させることができた。なお、本年度は徴収が困難な保護廃止ケ-スからの回収に積極的に取り組んでおり、廃止ケ-スの生活状況の把握、直接訪問による納付指導を行った結果、債務者1名の完済につなげることができた。

今後とも、管内市町、民生委員等の関係者と緊密に連携し、債務者や扶養義務者の生活状況の十分な把握を進めながら、担当ケ-スワ-カ-と査察指導員が一体となって、収入未済額の徴収、新たな返納金の発生防止になお一層努めてまいりたい。

母子福祉資金貸付金元利収入の未収（13,806,311円）については、担当職員と母子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する納付指導を強化するためケ-ス検討会の開催を大幅に増加し、徴収の実があがるよう努めている。本年度は、特に、年末の12月に「償還指導強化週間」を設定し、訪問指導や電話による納付指導を強化した。

その結果、収入未済額13,806,311円のうち、平成22年12月末現在、688,127円を収納することができた。（前年度同時期の収納額：385,492円）また、平成22年4月1日現在の債務者31人については27人まで減少し、収納がしばらく滞っていた2名の債務者からも回収を再開することができた。

今後とも、貸付前からの滞納防止策の徹底、口座振替による償還指導の強化を引き続き行うとともに、償還が滞っている世帯には、母子自立支援員による各種相談や母子自立支援プログラム策定事業の活用等、就労による自立支援にも一層強力に取り組んでまいりたい。

寡婦福祉資金貸付金元利収入の未収（2,028,716円）については、母子福祉資金貸付金元利収入の未収と同様に、担当職員と母子自立支援員が日々債権回収に努めているが、高齢で就労機会に恵まれない債務者が多いので、収入未済額2,028,716円のうち平成22年12月末現在、14,028円の収納に止まっているが、今後とも、ねばり強い償還指導に努め、収入未済額の縮減を図ってまいりたい。

奨学金貸付金返還指導マニュアルに基づく電話や文書による督促に加えて、今年度は課内に未収金対策チームを設置して早期督促に着手するとともに、8月には未収金削減強化月間を設けて返還指導及び督促の強化、学校との連携を図るなど、督促業務を充実させた。

平成21年度決算額	42,424,660円
平成20年度決算額	36,397,820円
増 減 額	6,026,840円

こうした対策に加えて、繰上償還を奨励するキャンペーンを8月から実施しており、奨学金の財源の確保とともにこのキャンペーンの広報を通じて、滞納することなく円滑に返還することの重要性を啓発した。その結果、9名の方からの繰上償還があった。

さらに、生徒や保護者向けの広報誌によって奨学金の返還金が貸付金の原資となっていることを周知し、滞納の未然防止に努めた。

このような取組を進めた結果、平成21年度決算額で42,424,660円であった収入未済額のうち、平成23年1月14日までに3,217,360円を収納した。

また、今年度は奨学金システムの機能について、速やかな滞納状況の把握や迅速な対応等のための改良を行っており、適切な債権管理を行っていく。

今後も引き続き、滞納者に対する指導や督促を実施し、一層の収入確保と新たな収入未済の発生の未然防止に努めたい。

<教育委員会人権教育課>

教育委員会奨学金貸付金元金収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

教育委員会奨学金貸付金元金収入の収入未済額の状況

平成21年度決算額	231,401,410円
平成20年度決算額	191,797,780円
増 減 額	39,603,630円

教育委員会奨学金貸付金元金収入については、滞納者に対する電話指導や戸別訪問指導の日数の増加や重点化などの取組による返還指導の強化を図るとともに、奨学金貸付金債権管理マニュアルの見直しを行い、より一層の歳入確保に努めた。

その結果、平成21年度決算額で231,401,410円であった収入未済額に対し、平成23年1月21日までに1,809,007円を収納した。

また、一定所得以下で奨学金を返還することが著しく困難な者の返還免除を含む奨学金返還制度についての周知をこれまで以上に図るため、より分かりやすい「奨学金返還のしおり」を作成するとともに、未収金削減月間（8月・1月）には課員全員による戸別訪問の取組のほか、奨学金相談窓口の開設と組合わせた戸別訪問にも取り組むこととした。

さらに、貸与者に対する相談窓口のさらなる拡充を行い、新たな収入未済の発生防止に努めた。

今後とも、以上の取組を引き続き徹底するとともに、さらに創意工夫を加えながら、一層の収入確保と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

<参考>

未収金削減・新たな収入未済発生防止に係る取組状況

	平成22年度	平成21年度	増 減
戸別訪問件数	244戸	197戸	47戸増
相談窓口開設力所数	20力所	18力所	2力所増
返還免除手続者数	892人	881人	11人増

返還免除額	335,196,455円	272,772,535円	62,423,920円増
-------	--------------	--------------	--------------

平成22年度は、平成23年1月20日現在
戸別訪問については、継続中であり、最終的には400戸程度実施
予定

<警察本部会計課>
過料等について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

過料等の収入未済額の状況

平成21年度決算額	2,605,000円
平成20年度決算額	1,813,000円
増減額	792,000円

未収となっている放置違反金について、
平成21年度決算額で2,605,000円(172件)あった収入未収額のうち
平成22年12月末までに
所在不明者の所在調査による徴収・・・171,000円(11件)
反復継続した督促の実施による徴収・・・471,000円(31件)
車検拒否制度の適用による徴収・・・93,000円(6件)
面接等による現場による徴収・・・75,000円(5件)
自主納付・・・45,000円(3件)
があり、855,000円(56件)を収納した。
平成22年12月末における放置違反金収入未済理由(116件)について
は、
所在不明等で調査中のもの 64件
通知は到達するが自宅訪問して面接等ができないもの 18件
支払能力のないもの 14件
連絡が取れ、今後徴収が可能なもの 14件
違反当時の車両使用者が不明で立証が困難なもの 6件
であり、
今後とも、適切な債権管理に努め、所在不明者の追跡調査や反復継続した督促等を徹底して行うほか、強制的に銀行預金等の財産を差押えするなど積極的な収入未済金の徴収に努める。
また、新たに徴収促進等の強化月間を設定し、集中的な未収金の徴収に取り組むとともに、徴収担当を増強するなど徴収体制の見直しを行い、収入未済の発生を防止することとする。

(2) 収入で未収
となっている
もの

<企業局総務課>
給水収益及び営業雑収益の収入未済について、適切な債権管理を行い、収入確保に努めるとともに、類似案件の発生防止に向けて取り組む必要がある。

給水収益の収入未済額の状況

平成21年度決算額に係る 平成22年5月末残額	1,174,824円
平成20年度決算額に係る 平成21年5月末残額	289,044円
増減額	885,780円

工業用水道料金及び延滞金の収入未済については、「延滞金の徴収に関する処理要領」に基づき、督促状発付や訪問による督促等を行ってきたが、現在、会社は事実上倒産し、代表者が行方不明となっている。
これまで、代表者の所在を確認するため、親族への定期的な聞き取りや住民票による所在調査を行ったが、依然として確認が取れない状況にある。法人の財産については、登記事項証明書により調査を行ったが、保有する不動産は認められず、また、不動産以外の財産調査は難しい状況にある。
今後は、破産手続などの法人の動向に注視しながら、引き続き、代表者の所在、法人の状況等について、適時、情報収集を行うなど適切な債権管理を行い、できる限りの未収金回収に努めて参りたい。
さらに、類似案件の発生防止策として、給水企業に対して口座振替による納入の推進を行い、未収が発生した企業に対しては、早期の財

営業雑収益の収入未済額の状況

平成21年度決算額に係る 平成22年5月末残額	7,400円
平成20年度決算額に係る 平成21年5月末残額	0円
増減額	7,400円

産調査を行うとともに、抵当権（根抵当権）や連帯保証（根保証）の設定を求め、履行延期による分納払いについて協議するなど、確実に効果的な債権回収が行えるよう、現行要領の見直しを行う予定である。

< 中央病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成21年度決算額に係る 平成22年5月末残額	66,197,324円
平成20年度決算額に係る 平成21年5月末残額	65,331,279円
増減額	866,045円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、従来は12月から開始していた職員の戸別訪問を、今年度は7月から前倒して実施し、未納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明することで、早期収納に努めている。

また、21年度から開始した「会計窓口の24時間化」により、患者の利便性を高めると同時に未収金発生の抑制に努めるとともに、地域医療センターにおいて、MSW（医療ソーシャルワーカー）等の職員が患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等各種社会保障制度等を紹介するなどの取組により、未収金発生防止に努めている。

これらの取組により、平成21年度決算額に係る平成22年5月末時点で66,197,324円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成22年12月末までに6,840,256円を収納した。

また、平成20年2月から平成22年12月までの間に、55名に対して法的措置として「支払督促」を実施し、うち11名については完納し、21名については分割納付を開始しており、法的措置による未収金回収額累計は、平成22年12月末までに3,462,693円となった。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。

< 三好病院 >

医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成21年度決算額に係る 平成22年5月末残額	41,559,772円
平成20年度決算額に係る	39,001,589円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、未納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明し、早期収納に努めている。

また、地域医療センターでは、MSW（医療ソーシャルワーカー）等の職員が、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介するなどの取組により、未収金発生防止に努めている。

これらの取組により、平成21年度決算額に係る平成22年5月末時点で41,559,772円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、

平成21年5月末残額	
増減額	2,558,183円

平成22年12月末までに4,576,419円を収納した。
 また、平成20年1月から平成22年9月までに1,000円以上の未収金のある者であって10月以降に納入の無い者63名に対し、1月に督促状を発送し、この結果、5名から146,047円の納入があった（平成23年1月25日現在）。

さらに、平成23年4月までに時効を迎える者のうち「滞納未収金徴収に係る法的措置検討要領」に基づく対象者3名について池田簡易裁判所等へ支払督促申立書を提出し、うち2名から異議申立書の提出があつて訴訟に至り和解等をし、分割納付されることになった。また、1名については、交渉不能により仮執行宣言付支払督促をし、2週間以内に異議申立がなかったことから、確定判決と同等の効力を得ている。（平成22年12月31日現在）

なお、今年度中には、さらに、平成23年10月までに時効を迎える者のうち「滞納未収金徴収に係る法的措置検討要領」に基づく対象者について、池田簡易裁判所等へ支払督促申立書を提出する予定としている。

事務局の総力を結集し、未納がある者に対して戸別訪問による訪問徴収を実施しているが、今年度も2月から3月にかけて、平成21年度中に未納があつて平成22年9月以降に分割納付がない151名を対象として、訪問徴収を実施予定である。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。

<海部病院>
 医業未収金（診療報酬等個人負担分）について、新たな滞納未収金の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

医業未収金（診療報酬等個人負担分）の状況

平成21年度決算額に係る平成22年5月末残額	6,172,914円
平成20年度決算額に係る平成21年5月末残額	6,377,776円
増減額	204,862円

未収金の回収については、「徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱」に基づいた処理（随時、文書、電話による督促）を行うとともに、職員が戸別訪問を実施して、未納者に対して分割納付・高額療養費制度等の活用について丁寧に説明し、早期収納に努めている。

また、地域医療センターでは、患者のニーズに応じた納付相談や生活福祉資金貸付制度等の各種社会保障制度を紹介するなどの取組により、未収金発生防止に努めている。

これらの取組により、平成21年度決算額に係る平成22年5月末残額で6,172,914円であった医業未収金（診療報酬等個人負担分）のうち、平成22年12月末までに141,660円を収納した。

なお、長期間滞納者のうち督促を行っても支払に応じない13名に対しては、昨年度から法的措置として「支払督促」を実施し、うち2名については分割納付を開始し、1名については債務名義を取得するなど、債権管理に努めた。

今後とも、公平性の担保と収入の確保のため、新たな未収金発生の抑制に努めるとともに、やむを得ず発生した未収金についても継続的に支払を督促するなど、適切な債権管理に努めたい。

(3) 測量業務委託で適切でないもの

<南部総合県民局農林水産部 阿南庁舎 >
 委託業務が完了していないにもかかわらず、業務の完了を承認し、受注者に承認書を通知の上、支出を行っていたものがあつた。

次の再発防止策を講じた。
 1 委託業務に係る進行管理の徹底

今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。

8月1日から、契約期間が2か月を超える測量、調査及び設計等に係る委託業務について、毎月1日に、受注者から進捗工程表及び進捗率を電子メールで報告させ、所属長まで確認を行うことにより、進行管理の徹底を図っている。

2 委託業務の検収体制の変更，充実

(1) 業務完了確認者の設置（「委託業務の完了確認事務に関する試行要領」の制定）

契約期間が2か月を超える測量、調査及び設計等に係る委託業務の成果品の検収に当たっては、企画振興部＜阿南＞の次長等が業務完了確認者として農林水産部＜阿南＞の委託業務の確認を行うこととした。

（9月1日以降に委託業務完了報告書を受理したもから運用している。）

(2) 検査員の変更（「徳島県農林水産部委託業務検査要領」の改正）

測量、調査及び設計等に係る委託業務の成果品の検査については、検査員を当該業務所掌外の主幹、課長又は課長補佐が行うよう要領を改正し、11月1日以降に検査する委託業務について適用することとした。

（10月1日から運用として、美波庁舎の課長補佐が検査を行っている。）

3 職員研修の実施

委託業務の検収体制等について、南部総合県民局農林水産部＜阿南＞として、農村保全担当職員全員を対象に、次のとおり研修を実施した。

(1) 日 時 平成23年1月13日及び14日

9：40～10：40

(2) 内 容 ・委託業務に係る進行管理の徹底及び検収体制の変更 ・充実について ・繰越手続きに係る事務の円滑化等について

4 その他

(1) 委託業務の繰越し手続きに関し、事業主管課と時期を失しない綿密な協議体制の確立や職場での相談体制が確保できるような風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいく。

(2) 「委託業務の適正な執行・検査について」（平成22.12.1農村第100162号 農林水産部長通知）の遵守。

業務の執行状況の把握，進行管理を徹底すること。
事業主管課と綿密な連絡を取り，予算調整，繰越事務の円滑化に努めること。

「徳島県農林水産部委託業務検査要領」に従い検査を行うとともに，現地作業を伴う業務については現地確認を行うよう努めること。

職場内で問題を抱え込まない風通しの良い職場づくりに努めること。

<p>(4) 設計業務委託で適切でないもの</p>	<p><南部総合県民局県土整備部 阿南庁舎 > 委託業務が完了していないにもかかわらず、業務の完了を承認し、受注者に承認書を通知の上、支出を行っていたものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>次の再発防止策を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託業務に係る進行管理の徹底 8月1日から、契約期間が2か月を超える測量、調査及び設計等に係る委託業務について、毎月1日に、受注者から進捗工程表及び進捗率を電子メールで報告させ、所属長まで確認を行うことにより、進行管理の徹底を図ることとした。 2 委託業務の検収体制の変更、充実 (1) 業務完了確認者の設置（「委託業務の完了確認事務に関する試行要領」の制定） 契約期間が2か月を超える測量、調査及び設計等に係る委託業務の成果品の検収に当たっては、企画振興部<阿南>の次長等が業務完了確認者として県土整備部<阿南>の委託業務の確認を行うこととした。 (9月1日以降に委託業務完了報告書を受理したものから運用している。) (2) 検査員の変更（「徳島県県土整備部委託業務検査要領」の改正） 測量、調査及び設計等に係る委託業務の成果品の検査については、検査員を当該業務所掌外の課長又は課長補佐が行うよう要領を改正し、10月1日以降に検査する委託業務に適用することとした。 3 職員研修の実施 委託業務の検収体制等について、南部総合県民局県土整備部<阿南>の関係職員に対し、次のとおり研修を実施した。 (1) 日時 ・平成22年10月29日 13:30～14:30 ・平成22年11月12日 13:30～14:30 (2) 内容 ・委託業務に係る進行管理の徹底及び検収体制の変更・充実について ・繰越手続きに係る事務の円滑化等について 4 職場環境の改善 委託業務の繰越し手続きに関し、事業主管課と時期を失しない綿密な協議体制の確立や職場での相談体制が確保できるように職場環境の改善に取り組むこととした。
<p>(5) 契約事務で適切でないもの</p>	<p><管財課 > 清掃業務の委託契約を一者随意契約により執行しているが、契約事務の透明性の確保及び競争原理の導入を図る必要がある。</p>	<p>清掃業務委託については、WTO（世界貿易機関）政府調達協定が適用され、予定価格が3千万円以上であると、同協定の対象として一般競争入札をしなければならない。 その場合には、県内業者優先といった条件を付すことができないため、県外業者との契約になることも考えられる。 しかしながら、特例を定める政令（地方公共団体の物品等又は特定</p>

	<p>役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項第2号)により、例外的に事業協同組合への契約が適用除外とされており、県内業者への発注を守り育成に繋げるということを最重要視するという判断から、県内中小企業で組織した協同組合と一者随意契約を行っている。</p> <p>平成22年度の委託契約については、共通仕様書及び積算基準により契約事務の透明性の確保に努めるとともに、清掃内容の見直しにより清掃業務の質を極力維持しながら、委託料の大幅な削減を行っている。</p> <p>平成23年度の委託契約にあたっては、清掃内容のさらなる見直しにより委託料の大幅な削減を図ることとしている。</p> <p>今後とも、契約事務の透明性の確保のため、精査・検討を進めるとともに、清掃業務に関しての競争原理の導入について、速やかに検討を行って参りたい。</p>
<p>< 地域福祉課 > 契約書の作成を省略できないにもかかわらず、省略しているものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>老朽化した設備を緊急に修繕したものであるが、契約書の作成を除いては、見積書の徴収や修繕実施依頼、完了承認等、契約事務のルールに従って実施しており、修繕自体は適切に完了している。</p> <p>この契約書の作成を省略していたことについて、「百万円未満の修繕」の場合と同様に、この場合も省略できると思い込んでしまったことによるものである。</p> <p>今後も引き続き適切な事務執行のため、十分な注意をもって事務処理にあたり、決裁段階での点検及び確認を徹底していく。</p>
<p>< 農林水産総合技術支援センター 畜産研究所 > 随意契約により契約を締結する目的で提出させた見積書に記載されている金額により契約金額を決定したが、契約書にその契約金額の記載がなされずに契約書を作成しているものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>契約事務にあたり、法令違反行為その他錯誤、誤謬などの不適切事項を未然に防止するため、支出科目・契約金額・契約の相手方・契約書案等が適切になされているかを確認するための「契約チェックシート」を作成し、それにより決裁ライン全ての者が関係書類等を照合する仕組みをとることにより、内部チェック体制を強化した。</p> <p>現在、この「契約チェックシート」を最大限活用し、畜産研究所の所員が一丸となって契約事務の適切な執行に取り組んでいる。</p>
<p>< 南部総合県民局県土整備部 阿南庁舎 > 請負者から工事が完成した旨の通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならないにもかかわらず、その期間内に検査を実施していないものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>次の再発防止策を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 完了検査を期日に行うよう職員に周知徹底するとともに、各担当の責任者(担当リーダー)が発注業務ごとに進行管理の徹底を図ることとした。 担当内の業務が輻輳した場合には、事務分掌の見直しなどにより業務の平準化を図り、特定の担当者への業務の集中を解消することとした。
<p>< 中央病院 > 清掃業務の委託契約を一者随意契約により執行しているが、契約事務の透明性の確保及び競争原理の導入を図る必要がある。</p>	<p>清掃業務の委託契約について、公平性・透明性を確保するためには、競争原理の導入は重要な課題であると考えており、平成20年度に関</p>

		<p>係部局とともに立ち上げた研究会において、客観的な積算基準や仕様書作成及び契約方法の検討を行い、また、院内においても委託契約全般の見直しを進めるために検討委員会を立ち上げ、委託契約のそれぞれの仕様内容や契約方法を見直す取組を行っている。</p> <p>なお、当該契約については、医療施設という特殊な環境にあり院内感染の防止などの衛生管理の徹底が必要であることと、県内中小企業の受注機会確保による県内中小企業の育成とを念頭に、やむを得ず官公需適格組合の認証を受けた協同組合との一者随意契約を行ってきたところであるが、22年度の契約では、相手方との交渉により前年度と比較して清掃箇所を増やしながらかも委託料を据え置き、実質的な経費の抑制を図ることができた。</p> <p>また、今後、新病院の開院もあることから、清掃業務の契約事務については、院内感染の防止等の衛生面の確保に留意しつつ、公平性・透明性の確保や競争原理の導入について、速やかに検討を行ってまいりたい。</p>
(6) 物品の管理で適切でないもの	<p>< 東部県税局 自動車税庁舎 > 郵便切手類について、郵便切手・葉書受払発送簿で、その出納記録を整理・決裁することとされているにもかかわらず、これがなされていないものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>郵便切手・葉書受払発送簿のうち、葉書の受払発送簿が作成できていなかったことについては、平成20年度・平成21年度・平成22年度分を作成して、現在保管している葉書と突合した。</p> <p>なお、作成した3年分の葉書に係る受払発送簿には「葉書」と書いた見出しラベルを貼り付けて分かりやすくし、郵便切手・葉書保管シートには「切手」、「葉書」の見出しラベルを貼り付けて間違いのないようにした。</p> <p>また、毎月、「切手」・「葉書」と受払発送簿を突合し再確認するなど事務処理を正確に行うこととしている。</p>
	<p>< 統計調査課 > 郵便切手類について、郵便切手・葉書受払発送簿で、その出納記録を整理・決裁することとされているにもかかわらず、これがなされていないものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>郵便切手・葉書類の受払処理について、会計規則等関係法規に基づく適正な事務処理を全職員に徹底した。</p> <p>また、印刷済みの葉書についても保管を各事務担当者から物品出納担当者へ一元化し、受払時には事務担当者が受払発送簿へ記載をし、担当リーダー、物品出納担当者、最終決裁者へと回議し、複数の職員が郵便切手・葉書類の受払状況を管理チェックするよう体制を整えた。</p> <p>さらに、12月初めの担当リーダー会議において、再度、葉書の適正な受払処理を徹底した。</p>
	<p>< 営繕課 > 郵便切手類について、郵便切手・葉書受払発送簿で、その出納記録を整理・決裁することとされているにもかかわらず、これがなされていないものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。</p>	<p>郵便切手類の受払及び発送の出納記録については、1日毎の集計記録を担当者が行うとともに、1週間毎及び1月毎に別の担当者が記録を再チェックする体制とし、二重に記録のチェックを行うことにより、集計ミス及び記載漏れ等の発生を防止することとした。</p> <p>この体制をとることにより、平成22年度においては、郵便切手・葉書受払発送簿は適切に整理・決裁がなされている。</p>
	<p>< 海部病院 ></p>	

郵便切手類について、郵便切手・葉書受払発送簿で、その出納記録を整理・決裁することとされているにもかかわらず、これがなされていないものがあった。今後、このようなことがないように、チェック体制を強化する必要がある。

郵便切手・葉書受払発送簿のチェック体制として、郵便切手や葉書の受け払いがあった場合は、事務主任者が帳簿に記帳し、帳簿残高と現物の確認をするとともに、複数人によるチェックを行った上で、所属長まで決裁を得ることとしている。

また、毎月集計時に、別の担当者が帳簿残高と現物の再チェックをしている。

なお、帳簿については、郵便切手と葉書を別冊で作成し、それぞれの帳簿残高を明確にしている。

今後とも、チェック体制の維持強化に努め、物品の適正な管理を行ってまいりたい。